

アセアン・オーナーズ・ファンド(為替ヘッジなし)

【投信協会商品分類】 追加型投信／海外／株式

【設定日】 2017年7月28日

【決算日】 原則6月23日

運用実績

基準価額および純資産総額

基準価額	11,001円
純資産総額	20.28億円

※ 基準価額は、分配金控除後です。

構成比率

	純資産比
アセアン・オーナーズ・マザーファンド	97.00%
コール・ローン等	3.00%

期間別騰落率

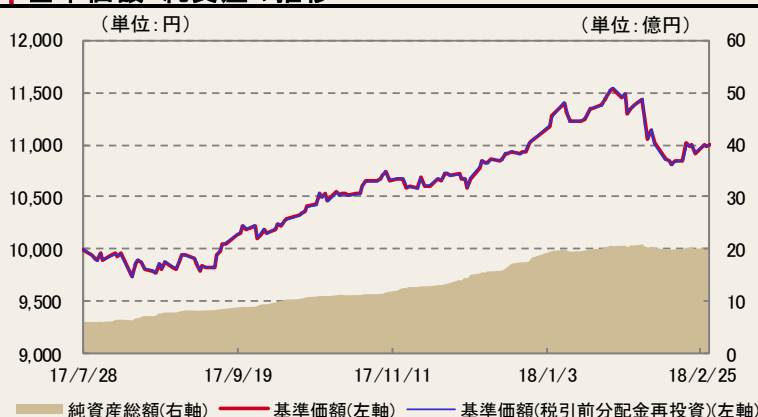
	当ファンド
過去1ヵ月間	-2.62%
過去3ヵ月間	2.56%
過去6ヵ月間	10.54%
過去1年間	-
過去3年間	-
過去5年間	-
設定来	10.01%

※ ファンドの騰落率は、当ファンドに分配実績があった場合に、税引前の分配金を再投資したものと計算しており、実際の騰落率とは異なります。

※ 設定来のファンド騰落率は、10,000円を基準として計算しております。

基準価額・純資産の推移

2017/07/28～2018/02/28



※ 基準価額(税引前分配金再投資)は、分配実績があった場合に、税引前の分配金を決算日の基準価額で再投資したものと計算しております(以下同じ)。
 ※ 基準価額及び基準価額(税引前分配金再投資)の計算において信託報酬(後掲「ファンドの費用」参照)は控除されております(以下同じ)。
 ※ 当ファンドは、ベンチマークを設定していません。
 ※ 分配実績がない場合、あるいは設定来累計の分配金額が少額の場合、基準価額及び基準価額(税引前分配金再投資)のグラフが重なって表示される場合があります。

分配実績(直近5期分/1万口当たり、税引前)

-	-
-	-
-	-
-	-
-	-
設定来累計	0円

※ 収益分配金額は委託会社が決定します。分配を行わないこともあります。

構成比率(マザーファンド)

	純資産比
株式	96.35%
投資証券	1.43%
コール・ローン等	2.22%

業種別構成比率(マザーファンド)

業種	純資産比
不動産	22.1%
一般消費財・サービス	19.2%
金融	19.0%
生活必需品	17.3%
情報技術	7.9%
ヘルスケア	5.9%
資本財・サービス	3.9%
エネルギー	2.6%

組入上位10銘柄(マザーファンド)

銘柄名	通貨	発行国/地域	業種	純資産比
1 OVERSEA-CHINESE BANKING	シンガポール・ドル	シンガポール	金融	5.2%
2 CP ALL PCL-NVDR	タイ・バーツ	タイ	生活必需品	4.2%
3 BANK CENTRAL ASIA TBK PT	インドネシア・ルピア	インドネシア	金融	3.9%
4 UOL GROUP LIMITED	シンガポール・ドル	シンガポール	不動産	3.7%
5 THAI BEVERAGE PCL	シンガポール・ドル	シンガポール	生活必需品	3.6%
6 MITRA ADIPERKASA TBK PT	インドネシア・ルピア	インドネシア	一般消費財・サービス	3.6%
7 AEM HOLDINGS LTD	シンガポール・ドル	シンガポール	情報技術	3.4%
8 CITY DEVELOPMENTS LTD	シンガポール・ドル	シンガポール	不動産	3.3%
9 PUBLIC BANK BERHAD	マレーシア・リンギット	マレーシア	金融	3.1%
10 JARDINE MATHESON HLDGS LTD	アメリカ・ドル	シンガポール	金融	2.9%
組入銘柄数				43銘柄

アセアン・オーナーズ・ファンド(為替ヘッジなし)

国別構成比率(マザーファンド)

国名	純資産比
シンガポール	36.1%
インドネシア	22.6%
フィリピン	14.5%
マレーシア	14.2%
タイ	10.4%

組入上位10銘柄の紹介

銘柄	銘柄紹介
1 OVERSEA-CHINESE BANKING (オーバーシー・チャイニーズ銀行)	シンガポールの商業銀行。主な業務には、預金、法人・個人向け融資、国際貿易金融、投資銀行業、プライベートバンキング、トレジャリー、証券仲介、保険、クレジットカード、現金管理および資産管理などがある。
2 CP ALL PCL-NVDR (シーピーオール)	タイのコンビニエンスストア運営会社。タイと中国で事業を展開。主に中国の上海および重慶で百貨店チェーンも展開する。
3 BANK CENTRAL ASIA TBK PT (バンク・セントラル・アジア)	インドネシアの商業銀行。証券管理・事務代行・信託、金融機関の年金基金管理にも従事。子会社を通じて、リース、消費者金融サービスも提供する。
4 UOL GROUP LIMITED (ユーオーエル・グループ)	シンガポールの不動産開発会社。子会社を通じてホテルや高級賃貸マンションの管理や不動産投資、家具・関連付属品、スポーツ用品、娯楽用品の販売なども取り扱う。
5 THAI BEVERAGE PCL (タイ・ビバレッジ)	タイのアルコール飲料メーカー。さまざまなブランドのビールや蒸留酒を製造する。
6 MITRA ADIPERKASA TBK PT (ミトラ・アディプルカサ)	インドネシアの百貨店・専門店。衣料、玩具、食品など幅広い商品を提供する。
7 AEM HOLDINGS LTD (エイイーエムホールディングス)	シンガポールの精密工学製品メーカー。世界各地で事業を展開し、電子機器、生命科学、航空宇宙等の業種に対し、機器システム、メッキ技術、科学技術によるソリューションを提供する。
8 CITY DEVELOPMENTS LTD (シティ・デベロップメンツ)	シンガポールの不動産開発会社。世界各地で事業を展開し、子会社を通じて不動産・株式投資、不動産管理、プロジェクト管理、およびコンサルタントサービス医療関連情報技術、調達サービスの提供に従事する。
9 PUBLIC BANK BERHAD (パブリック・バンク)	マレーシアの商業銀行。リース、ファクタリング、証券および先物仲介、認可済み公用車向けの融資などの銀行・金融サービスを提供。香港、スリランカ、ラオス、カンボジア、ベトナム、ミャンマーに海外支店を持つ。
10 JARDINE MATHESON HLDGS LTD (ジャーディン・マセソン・ホールディングス)	シンガポール上場の多角経営企業。アジア太平洋を中心に金融サービス、スーパーマーケット、消費者マーケティング、エンジニアリングおよび建設、自動車貿易、保険仲介、不動産投資、ホテルビジネスを展開する。

※ 上記内容は、組入銘柄の紹介を目的として運用委託会社からの情報を基に弊社が作成しており、記載銘柄の推奨を行うものではありません。
 ※ 上記内容は、作成段階で入手しうる情報をもとに作成しておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。
 ※ 当ファンドでは銘柄入替を行うことがあるため、現在の銘柄と異なる場合があります。

<ご参考>

参考指数の推移

2017/07/28～2018/02/28



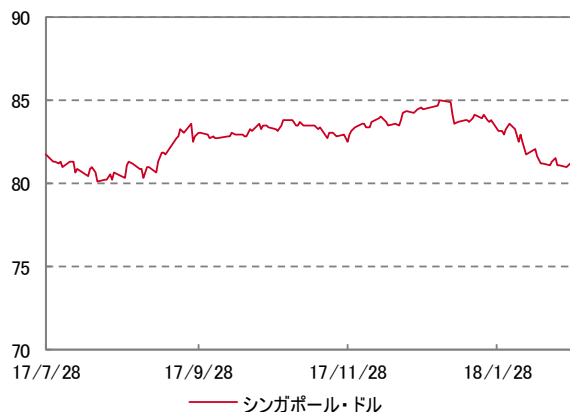
※ 上記の指数はベンチマークではありません。 出所: Bloomberg

アセアン・オーナーズ・ファンド(為替ヘッジなし)

アセアン諸国の為替レート推移(対円)

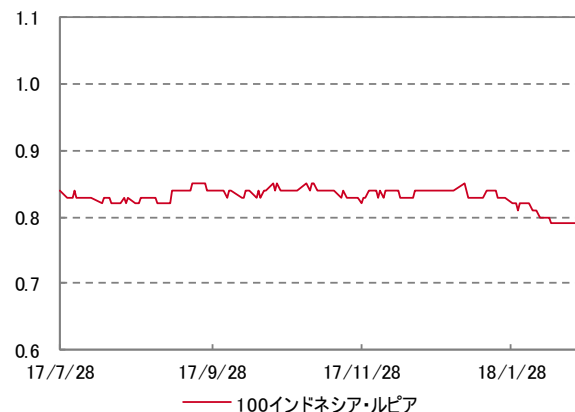
シンガポール・ドル

2017/07/28~2018/02/28



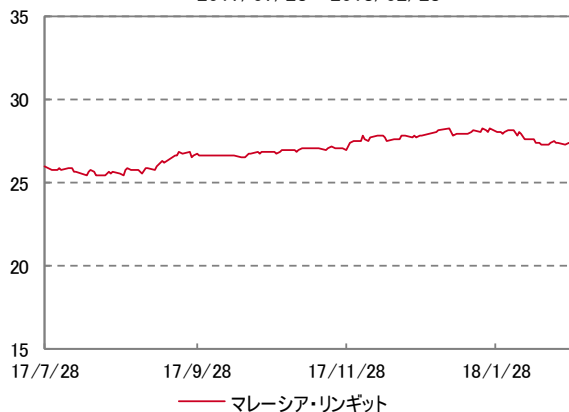
インドネシア・ルピア

2017/07/28~2018/02/28



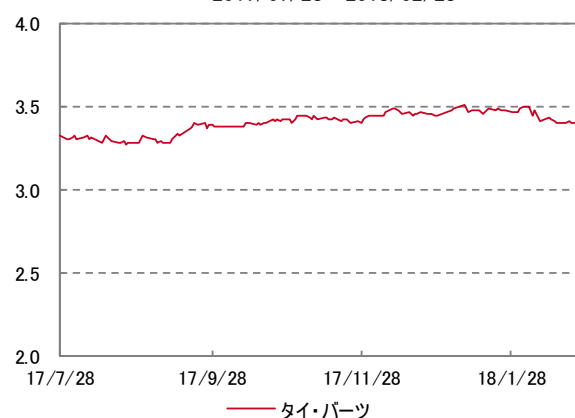
マレーシア・リンギット

2017/07/28~2018/02/28



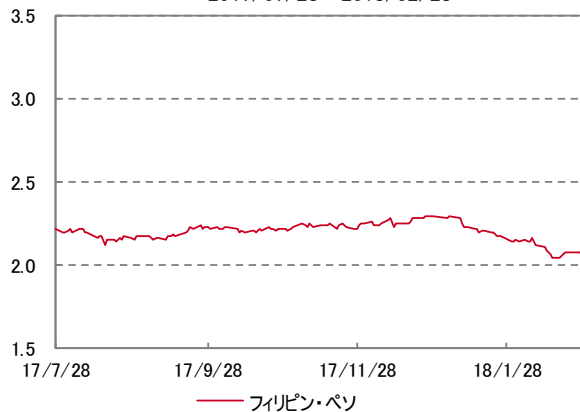
タイ・バーツ

2017/07/28~2018/02/28



フィリピン・ペソ

2017/07/28~2018/02/28



出所：Bloomberg、投資信託協会

アセアン・オーナーズ・ファンド(為替ヘッジなし)

ファンドマネージャーコメント

○市場動向

2月のアセアン株式市場はタイが小幅に上昇した一方で、その他投資している4カ国は概ね軟調に推移しました(現地通貨ベース)。シンガポール株式市場は、前半は米国の金利上昇を背景に投資家のリスク回避姿勢が強まったこと等から下落しました。月後半は、政府が消費税引き上げの先送りを発表したことや米国金利上昇が一服したこと等が好感され反発し、月間では小幅の下落となりました。

インドネシア株式市場は、上旬は米国金利の上昇や世界的な株安を受けて下落しました。中旬以降は、金融株主導で値を戻し主要株式指数であるジャカルタ総合指数は一時史上最高値を更新しましたが、月末にかけて調整し、月間では小幅に下落しました。

タイ株式市場は、上旬に世界的な株安を受けて下落しました。中旬以降は、東部の経済特区である東部経済回廊(EEC)の関連法案が閣議で承認されるとの見通しが報道されたことや、原油価格の上昇等を受けて反発したため、月間では小幅の上昇となりました。

マレーシア株式市場は、上旬に世界的な株安を受けて下落した後、原油価格の上昇や個別企業の堅調な決算内容を受けて値を戻したものの、月間では小幅の下落となりました。

フィリピン株式市場は、世界的な株安を受けて投資家心理が悪化したことや、12月の鉱工業生産が4ヶ月連続で減少したことなどが嫌気され、下落しました。

○運用経過

当ファンドは、UOB アセットマネジメント・リミテッドの投資助言に基づき、当ファンドの特徴であるアセアン諸国の「オーナー企業」の株式でポートフォリオを構築し、運用しています。

2月のマザーファンドの基準価額は、2.62%下落しました。シンガポールの電子機器メーカーのAEMホールディングスやベンチャーの保有がプラスに寄与した一方で、シンガポールの不動産開発会社であるUOLグループやタイのアルコール飲料メーカーのタイ・ビバレッジの保有がマイナスに寄与しました。

また為替に関しては、組入れているアセアンの主要通貨が対円で下落したため、マイナス寄与となりました。

○今後の運用方針

アセアン諸国の株式は、今後も高い経済成長に伴い中長期的な上昇が期待され、地域別の見通しとしては概ね変更はありません。

シンガポールは、世界経済の上昇による恩恵を受ける中、割安感もあり引き続き底堅く推移するものと見ています。

マレーシアは、総選挙の実施に向けて株式市場のボラティリティが短期的に高まる可能性があることから、慎重な見通しを維持しています。

タイは、経済成長の見通しは力強いものの、一部の銘柄の株価には割高感があることから、慎重に見ています。

インドネシアは、個人消費が低調な一方で、経済回復の兆しが出てきていると見ています。

フィリピンについては、政府による堅調な裁量的支出を予想する一方で、インフレ率の高まりを背景とした利上げの実施が懸念されるため、慎重な見通しを維持しています。

当ファンドは、中長期的な上昇が期待されるアセアン諸国の株式の中でも、長期的な視点で経営判断を行い相対的に高い業績拡大が期待される「オーナー企業株式」銘柄を厳選して集中投資します。

(各種情報を基に損保ジャパン日本興亜アセットマネジメントが作成)

アセアン・オーナーズ・ファンド(為替ヘッジなし)

| ファンドの特色

- 1 アセアン諸国の企業の株式^{*}を実質的な主要投資対象とします。
※ DR（預託証券）等を含みます。
- 2 相対的に高い経済成長が期待されるアセアン諸国の「オーナー企業^{*}」にフォーカスし、創業から成長・拡大・安定等の「企業の成長ステージ」の特性を総合的に勘案して銘柄選別を行います。
※ 「オーナー企業」とは創業者（もしくは創業者一族）が最低5%の株式を保有し、経営している企業と定義します。
- 3 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 4 運用にあたっては、UOBアセットマネジメント・リミテッドの投資助言を受けます。

| 投資リスク①

《基準価額の変動要因》

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

◆ 価格変動リスク

株式^{*}の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

※ DR（預託証券）等を含みます。

◆ 信用リスク

株式の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

◆ 流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

◆ カントリーリスク

一般的に、主要先進国以外の国では、主要先進国に比べて、経済が脆弱である可能性があり、国内外の政治・経済情勢、取引制度、税制の変化等の影響を受けやすく、また市場規模や取引量が小さいこと等から有価証券等の価格がより大きく変動することがあり、ファンドの基準価額が大きく下落することがあります。

◆ 為替変動リスク

外貨建資産の価格は、当該外貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けて変動します。

為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。当該外貨の為替レートが、円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

アセアン・オーナーズ・ファンド(為替ヘッジなし)

投資リスク②

《その他の留意点》

- ◆ クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。
- ◆ 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ◆ マザーファンドに投資する別のベビーファンドの追加設定・解約等により、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として8営業日目からお支払いします。
申込不可日	<ul style="list-style-type: none"> ・ インドネシア証券取引所、シンガポール証券取引所、タイ証券取引所のいずれかの休業日（各取引所の半日休業日を含みます。） ・ シンガポールの銀行休業日（半日休業日を含みます。）および休業日の前営業日
申込締切時間	原則として午後3時まで（販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。）
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求を制限する場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、購入・換金の申込金額が多額であると判断した場合、取引所における取引の停止等その他やむを得ない事情があると判断したときは、購入・換金の受付を中止すること、及び既に受付けた当該申込みの受付を取り消すことができるものとします。
信託期間	平成34年6月23日まで（設定日 平成29年7月28日） ※委託会社は、信託約款の規定に基づき、信託期間を延長することができます。
繰上償還	受益権の残存口数が10億口を下回ることとなった場合、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還させることがあります。
決算日	原則6月23日（休業日の場合は翌営業日） ※初回決算日は、平成30年6月25日です。
収益分配	<p>毎決算時（年1回）、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。</p> <p>※ 分配金を受取る一般コースと、分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。</p>
信託金の限度額	5,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。 ※ 平成30年1月15日以降は、委託会社のホームページ (http://www.sjnk-am.co.jp/)に掲載します。
運用報告書	原則、毎決算時及び償還時に、交付運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

アセアン・オーナーズ・ファンド(為替ヘッジなし)

Ⅰ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
購入時手数料	購入価額に 3.24% (税抜3.0%) を上限 として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。 ※ 詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。	販売会社によるファンドの商品説明・投資環境の説明・事務処理等の対価
信託財産留保額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% を乗じた額です。	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して 年率1.62% (税抜1.50%) を乗じた額です。 運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。	運用管理費用(信託報酬)＝運用期間中の基準価額×信託報酬率
	委託会社 年率0.75% (税抜)	ファンドの運用の対価
	販売会社 年率0.70% (税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
	受託会社 年率0.05% (税抜)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。 ● 監査費用 ファンドの日々の純資産総額に定率(年0.00756%(税抜0.0070%))を乗じた額とし、実際の費用額(年間27万円(税抜25万円))を上限とします。なお、上限額は変動する可能性があります。 ● その他の費用※ 売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等 ※ 「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。	<ul style="list-style-type: none"> ● 監査費用： 監査法人に支払うファンド監査にかかる費用 ● 売買委託手数料： 有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 ● 保管費用： 有価証券等の保管等のために、海外の銀行等に支払う費用

※ 当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

●税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※ 少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※ 法人の場合は上記とは異なります。

※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

●販売会社（順不同、○は加入協会を表す）

販売会社名	区分	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融 商品取引業協会	備考
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○	
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第67号	○	○	○		
ちばぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第114号	○				
日産証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第131号	○		○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○	
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第20号	○				
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第24号	○				

<備考欄の表示について>

- ※1 記載の日付より新規お取扱いを開始します。
- ※2 記載の日付以降の新規お取扱いを行いません。
- ※3 新規のお取扱いを行っていません。

<ご留意事項>

- ・上記掲載の販売会社は、今後変更となる場合があります。
- ・上記掲載以外の販売会社において、お取扱いを行っている場合があります。
- ・詳細は販売会社または委託会社までお問い合わせください。

●委託会社・その他の関係法人

委託会社	ファンドの運用の指図を行います。 損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者（関東財務局長（金商）第351号） 加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 ホームページ： http://www.sjnk-am.co.jp/ 電話番号：0120-69-5432 ●クライアントサービス第二部
受託会社	ファンドの財産の保管及び管理を行います。 みずほ信託銀行株式会社 （再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社）
販売会社	受益権の募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払等を行います。

当資料のご利用にあたっての注意事項

- ◆ 当資料は、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社により作成された販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。当ファンドの購入のお申込みの際には販売会社より投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめ、または同時にお渡しいたしますので、必ずお受け取りの上、詳細は投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。
- ◆ 当ファンドは、値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替リスクがあります。投資信託は、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- ◆ 信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆様には帰属します。投資に関する最終決定はご自身の判断でなさるようお願い申し上げます。
- ◆ 投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ◆ 登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。
- ◆ 当資料に記載されているグラフ・数値等は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。分配金に関しては、運用状況によっては、分配金額が変わる場合、或いは分配金が支払われない場合があります。
- ◆ ファンドマネージャーのコメント、方針、その他の予測数値等については、作成時点での投資判断を示したものであり、将来の市況環境の変動等により、当該運用方針やその他予測数値等が変更される場合があります。また、記載した内容は、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。
- ◆ 当資料に記載されている各数値は四捨五入して表示していることがありますので、誤差が生じている場合があります。
- ◆ 当資料に記載されている各事項につきましては、正確性を期しておりますが、その正確性を保証するものではありません。当資料に記載の当社の意見等は予告なく変更することがあります。